

2月3日にお知らせしました新型コロナ対応につき、【5】【6】の項目が内容変更となりました。

【1】保健所の判断優先

これまでどおり、普通部生の居住地ならびに学校所在地を所管する保健所の指示に従うことを原則とします。保健所からの連絡や指示がない、あるいは大きく遅れている場合は、校医が自宅待機期間等の判定をおこないます。ただし、校医の判定の後に保健所から連絡や指示があった場合は、保健所の判断を優先します。

【2】普通部生本人が陽性者と判定された場合

- ①学級担任に電話で経過などを伝える。
- ②居住地を所管する保健所の連絡や指示に従う。
- ③症状が消失し、その後無症状である場合は、療養期間終了日の翌日から登校可能です。保健室で校医の面接を受けてから、教室に向かってください。その際に、「新型コロナウイルス感染症の経過報告書」と「健康管理表」が必要です。

【3】普通部生本人が濃厚接触者と判定された場合

- ①学級担任に電話で経過などを伝える。
- ②居住地を所管する保健所の連絡や指示に従う。
- ③自宅待機期間終了日の翌日から登校可能です。保健室で校医の面接を受けてから、教室に向かってください。その際に、「新型コロナウイルス感染症の経過報告書」と「健康管理表」が必要です。

【4】同居する家族が陽性者と判定された場合

- ①学級担任に電話で経過などを伝える。
- ②居住地を所管する保健所の連絡や指示に従う。
- ③自宅待機期間終了日の翌日から登校可能です。保健室で校医の面接を受けてから、教室に向かってください。その際に、「新型コロナウイルス感染症の経過報告書」と「健康管理表」が必要です。

2月14日変更【5】同居する家族が濃厚接触者と判定された場合

本人に、発熱、のどの痛みをはじめとする風邪様の症状がある時や体調不良の時、同居の家族に同様の症状がある時以外は、登校可

2月14日変更【6】兄弟姉妹の所属学級が学級閉鎖になった場合

本人に、発熱、のどの痛みをはじめとする風邪様の症状がある時や体調不良の時、同居の家族に同様の症状がある時以外は、登校可

以上